心の絆　初夏のおたより
2019年5月発行
（第9号）
cocoronokizunacocoronokizunacocoronokizunacocoronokizunacocoronokizunacocoronokizunacocoronokizunacocoronokizunacocoronokizuna

トピックス

春日キスヨさんの「百まで生きる覚悟」のご紹介

今の世の中、「ピンピンコロリ」を願いながら「元気長寿者」を目指して体を鍛えている高齢者のなんと多いこと！ でもチコちゃんは知っています！ 身体を鍛えれば鍛えるほど超長寿期高齢社会がやってくる～そして、この行末は一体どうなる？

「百まで生きる覚悟～超長寿時代の「身じまい」の作法」（春日キスヨ著 光文社新書）の本の中で、私たちはその行く末を知ることになる。

現役の「長寿期高齢者」の話を聞くことで、その下の「昭和期生まれ高齢者」の長寿期への備え方がわかるかも？と思っていた筆者。しかし、「ヨロヨロ・ドタリ」期が来たとき「成り行き任せ」と「強い不安」の中でほとんど何も備えていない現実を知る。「どこで、誰の世話を受けてどう生きたいのか？」そのことを引き受けさせられる次の子ども世代にも関係することだ。

そのためかこの本は、当の高齢者は勿論、それ以上に4～50代の子ども世代にも大きな反響があるという。「夫婦ともども70代の両親を抱えているだけに、身につまされる話がてんこもりでした」とか、「自分の行末を考えたら、他人事ではないなあ」と。まさに超少子、超長寿時代が到来する社会の中で、「ボーっと生きてんじゃねーよ！」なのだ。

備えのないリスクへの警鐘と対策は、「長寿期高齢者」や「昭和期生まれの高齢者」そして「支援者」の声に耳を傾け、丁寧に読み解いた言葉から生み出されたもの。それだけにひとりひとりの心に届く。ぜひ読み込みながら“老いること”の意味を体得してほしい。

もう一つ私たちの会にとっても大事なことがある。この本の中でＮＰＯ法人の記述（Ｐ198）があるが、これは「心の絆ネットワーク」のことだ。一人暮らしの「長寿期高齢者」が、どのようにしてＮＰＯ法人とつながり、どんな役割を担っているかを紹介している。

身近に自分を支える人のいない、「長寿期高齢者」の暮らしを助け、権利を守る役割を担う本会のような存在は、今後益々必要度を増すことだろう。そのためには、法人として信用性を高め、確かな力になることが必至である。本会で学んだ「市民後見人」が、ひとりひとりの「長寿高齢者」につながり、信頼される活動によって、安心して暮らせるそんな地域社会になるよう尽力したい。　（薬真寺 満里子）

「百まで生きる覚悟」春日キスヨ著を読んで

「たしかに！」とうなずくところがたくさんあった。やれ健康体操だの趣味が大事、そして終活と言われている。ピンピンコロリはできない時代。誰かが倒れたらすぐに携帯電話で救急車をよべるしＡＥＤもある。あの世に逝かせてもらえない。春日さんは「終活（死に支度）だけでなく老い支度を」と強調されている。ヨロヨロ期をどう生きるか、元気なうちからイメージしておき、どうしたいのか周りに伝えておく、備えておくことが大事。子どもが看てくれる「だろう」と成り行き任せにしない。たしかにそれは困る。この本をまず母（70代）に読んでもらった。さっそく「なんとか身の回りのことが自分でできるうちはヘルパーを使って自宅にいたい。延命治療も胃ろうもしない。それが難しくなったらどっか施設かなぁ」との返事。ちょうど昨年末、親族に有料老人ホームを勧めたいと思い、いくつかの資料を取り寄せ一緒に見た後の話だった。少しは身近に感じてくれただろうか。（K）

【発行責任者】　特定非営利活動法人
心の絆ネットワーク
理事長　塚　永行
〒730-0013　広島市中区八丁堀6-11　グレイスビル2F
TEL 082-221-8606・FAX 082-224-5032
http://cocoronokizuna.sakura.ne.jp/

身近な支援者　市民後見人

日本は世界有数の長寿国である。

長生きするほど介護の必要度合いも増えてくる。介護が必要とする期間は平均５年程で、費用は月額約８万円かかると言われている。認知症や孤独老人が増え続けている。それに伴い看取りのない孤独死も増加する傾向にある。家族が居たが、子供が独立して、家を出て行き、老夫婦になり、やがて一人老人となる。一人老人となっても自律できる間は良いが、やがて自律が困難で、介護が必要となり、次第に判断能力も衰えてくる。成年後見制度には、大きく分けて、判断能力のある内に、将来自分が判断能力が弱ったり、欠けるようになったときに、信頼できる人に、自分の判断能力を補充してもらったり、代わって行使してもらったりする契約（公正証書）で依頼する任意後見制度と、医師の診断書や鑑定書等の処見を中心に、「精神上の障害」いわゆる「判断能力」を測定して、家庭裁判所が後見人を選任する法定後見制度があります。

介護保険制度が出発したころの法定後見の申立てでは親族後見人の選任が中心で、大部分であった。その後、司法書士や弁護士、社会福祉士らによる専門家後見人が中心となって後見制度を支えているが、家庭裁判所には専門家後見人の方の不正等が少なく、安心して任せられるとの認識がある。しかし、後見制度の人間としての特に判断能力の弱い又は欠けた老人等を専門後見人がどれ程の生活認識をもって支援しているかを考えると、家族を含む親族の認識と比べると大きな違いが存在します。最近になって最高裁は身上監護に重点を置いた親族後見が最適だと言い出した。当然のことで、当NPO法人は当初から身上監護中心の市民後見人による支援を推進してきました。地域社会に根ざした身近な後見人としての啓発を進めて、町中で、地域で出会う人々の３分の１が高齢者となる時代の身近な支援者としての役割を果たしたいと考えています。

令和元年５月
心の絆ネットワーク　理事長　塚　永行

●●●●　市民後見人養成講座　●●●●

２年ぶりに開催します

第10回 市民後見人養成講座 受講生募集

開催日程
６月16日（日）～10月20日（日）
全10回　10：00～16：00

定　員　25名

会　場　広島市安芸区民文化センター

受講料
37,800円＋テキスト代6,000円

詳しくは、心の絆ネットワークのホームページにて